

第23回参議院議員通常選挙 各党ウェブサイトの選挙公約等から抜粋 「憲法96条改正について」

政党名	出典元(公表日)	参照先アドレス	記載内容
自由民主党	参議院選挙公約 (2013年6月20日)	https://www.jimin.jp/policy/policy_to_pics/121527.html	憲法改正の発議要件を「衆参それぞれの過半数」に緩和し、主権者である国民が「国民投票」を通じて憲法判断に参加する機会を得やすくしました(自民党「日本国憲法改正草案 平成24年4月発表」の主な内容)。
公明党	当面する重要政治課題 (2013年6月27日)	https://www.komei.or.jp/policy/policy/pdf/2013currentpolicy.pdf	憲法96条に定められている憲法改正の手続きについては、改正の内容とともに議論するのがふさわしいと考えます。公明党は、近代憲法が個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限するという立憲主義に基づくことを踏まえ、通常 of 法律の制定と比べて、より厳格な改正手続きを備えた“硬性憲法”の性格を維持すべきであると考えます。
民主党	重点政策・Manifesto (2013年6月25日)	http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2013.pdf	憲法の役割は、国家権力の暴走、多数決の横暴などから国民の自由や権利を守ることにあります。憲法の改正にあたっては、丁寧な議論を積み上げ、広範な合意の成立をめざすべきであり、その発議に衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を必要とする考え方には合理性があります。憲法の議論を深める前に、改正の中身を問うこともなく、改正手続きの要件緩和を先行させることには、立憲主義の本旨に照らして反対です。
みんなの党	アジェンダ2013みんなの政策・完全版 (2013年7月1日)	http://www.your-party.jp/file/agenda2013e/agenda2013-index.pdf	記載なし ※6月26日22時付のアジェンダ2013(インデックス版)には、「憲法改正手続きの簡略化を進め、発議要件を緩和。」と記載されています。
生活の党	参院選公約 2013 (2013年6月24日)	http://wp.seikatsu1.jp/activity/party/act0000093.html	国民主権から発する四大原則の安易な改正を認めないという日本国憲法の趣旨(硬性憲法)から、現行の改正手続規定(96条)は、堅持する。
日本共産党	2013年参院選挙政策 (2013年6月6日)	http://www.jcp.or.jp/web_policy/2013/06/-2013-20136.html	近代の立憲主義は、主権者である国民が、その人権を保障するために、憲法によって国家権力を縛るという考え方にたっています。そのために改憲発議の要件も、時の権力者が都合の良いように、簡単に憲法を変えることができないようにされています。憲法改正の発議要件を緩和し、一般の法律なみにしてしまうことは、立憲主義を根底から否定するものにほかなりません。
みどりの風	約束 (2013年6月13日)	http://www.adjustbook.com/lib/?us=2933&bk=6327	憲法96条の改正には反対。立憲主義を守り、権力の暴走を許しません。憲法改正は可能であるべきですが、国民による自主的な改正でなければなりません。
社会民主党	参議院選挙公約2013・総合版 (2013年6月20日)	http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/election/images/130620.pdf	憲法改正の発議要件を緩和する第96条「改正」は、国家権力を縛るためにある「立憲主義の憲法」の立憲主義の本質を破壊するものであり、強く反対します。
日本維新の会	参議院選公約 (2013年6月27日)	https://j-ishin.jp/pdf/2013manifest.pdf	改憲の賛否を国民に問うために民主主義の原点に基づき、発議要件を2/3から1/2に改正する。
新党大地	参議院選挙公約 (2013年7月2日)	http://www.daichi.gr.jp/pdf/20130702.pdf	憲法は最高法規です。権力の暴走を防ぐうえからも96条は変えてはいけません。
みどりの党グリーンズジャパン	2013年参院選「公約」 (2013年7月1日)	http://greens.gr.jp/uploads/2013/07/Green_MFT2013.pdf	憲法はその原理や基本理念が簡単に変えられることを防ぐために、96条で改憲手続きを厳しく制限しているのです。この緩和は憲法の理念と立憲主義の根幹にかかわる問題であり、認められません。
幸福実現党	2013年参院選主要政策	http://publications.hr-party.jp/files/policy/2013/001//origin/all.pdf	※確認できず